

保育料制度が新しくなりました！

平成28年4月からは、保護者と生計が同一であれば、どの認定区分においても、第1子の年齢にかかわらず、第2子の保育料が半額、第3子以降の保育料が無料となります。（ひとり親世帯、障がい者世帯等の場合は、第1子が半額、第2子以降無料となります。）

○1号認定（幼稚園、認定こども園）の場合

▼今までは・・・



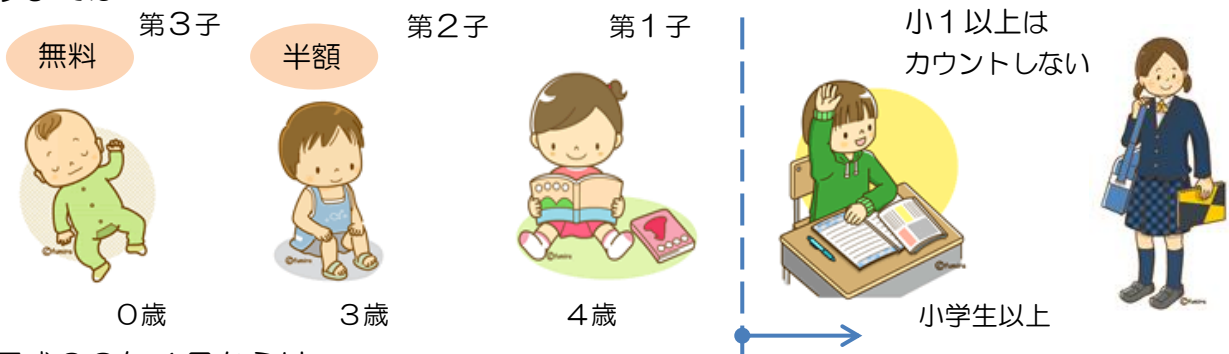
▼平成28年4月からは・・・



※ 1号認定は教育を希望する満3歳以上の児童が対象となるため、2歳以下は対象となりません。

○2号・3号認定（保育所、認定こども園）の場合

▼今までは・・・



▼平成28年4月からは・・・

